

大津市地震ハザードマップ

地域危険度マップ 6

解説

「地域危険度マップ」は、「揺れやすさマップ」に示したような、揺れが発生した場合の地域の危険度を、建物全壊率によって示したものです。皆さんの住まいの地域は、どのくらいの割合で建物が全壊するのかわかり、地域の地震対策に役立てて下さい。

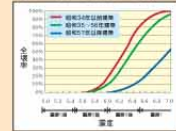
整理

大津市域の建物の分布状況を整理します。建物が全壊する可能性は建築年や構造によって異なるため建物分布は建築年と構造を区別して把握します。

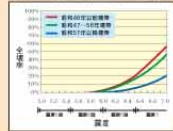
計算

過去の地震被害記録から求められた震度と全壊率の関係(下のグラフ参照)から、各地域での全壊率を計算します。

震度と全壊率の関係(木造建物)



震度と全壊率の関係(非木造建物)



「全壊」とは

建物の全壊とは、自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を指します。具体的には、国より平成13年6月に「災害の被害認定基準」が定められ、「居住する上で危険な状態」を全壊としています。

全壊



半壊



一部損壊



無被害



▼図郭案内図



| 凡例 | |
|--|--------------|
| | 避難場所 |
| | 広域避難場所 |
| | 警察署 |
| | 消防署 |
| | 第一次緊急輸送道路 |
| | 第二次緊急輸送道路 |
| | ゆい道路(輸送移動道路) |
| <small>(注) ゆい道路(輸送移動道路)とは、建築物の前倒し等の災害に関する法律第5条第9項第1号の規定による道路を指します。</small> | |
| 危険度ランク | 建物全壊率 |
| | 80%以上 |
| | 60~80% |
| | 40~60% |
| | 20~40% |
| | 10~20% |
| | 10%未満 |

大津市役所 建築指導課
〒520-8575
滋賀県大津市御膳町3-1
TEL:077-523-1234(代表)

1:15000

※このマップに示す地域危険度は、地域としての建物被害の危険性を示したものであり、個別の建物の危険性を示すものではありません。